

＝尼崎市職員労働組合との交渉状況＝

論 矣

令和 7 年度 第 7 号
通 算 第 6 1 7 号
令和 8 年（2026 年）4 月 16 日

尼崎市総務局
人事管理部給与課

－合理化等について－

◎日時・場所

令和 8 年（2026 年）1 月 21 日（水）午後 3 時 30 分～午後 4 時 35 分

（中央北生涯学習プラザ 学習室 2）

◎今回の交渉の主な目的

前回の交渉時に提案した事務事業の見直しの修正提案を行うとともに、マイナンバーカード普及担当における勤務条件の変更及び児童相談所における勤務条件について、引き続き協議を行った。

◎組合への提案

（修正メモ）学校給食調理業務の委託拡大について

[別紙 1](#)

◎具体的な交渉内容

1 合理化について

協議の要旨

当局から、合理化提案項目の修正内容について説明した後、前回交渉に引き続き協議を行った。

組合の主張	当局の回答
学校給食調理業務の委託拡大について 具体的には前回の提案内容から令和 9 年度向けの委託校が変更されたということか。	お見込みのとおりである。
その他の提案内容については前回のままたい うことか。	お見込みのとおりである。

<p>前回の交渉時の提案内容について現場職員の意向はどうかの確認を行ったところ、原局からは一定の理解が示されているとの回答があった。しかしながら、その後の協議経過を踏まえると、結果的には現場の意見と食い違いがある等、提案内容に対する認識のずれがあったものと考えられる。</p> <p>そうした状況を踏まえる中で、先日に行われた支部協議では、令和 10 年度以降の取扱いについては継続的に協議していくものとなったが、その部分の修正がないのはなぜか。</p>	<p>支部協議の結果は認識しているが、原局としては令和 10 年度に全校委託することも見据えた上で継続協議していく考えであり、そうした状況も踏まえての修正提案である。</p>
<p>修正内容だけ見れば、まるで令和 10 年度も含めた方向性の決定と捉えられかねないため、現在の表現は正しくない。この点についての修正を求める。</p>	<p>意見があったことを踏まえて、原局と再度調整させてもらう。</p>
<p>学校給食での人員加配も含めて、対象職員の意向が十分尊重されるように配慮されたい。</p>	<p>原局に伝えておく。</p>

課題解決への方向性

提案内容については、交渉での協議内容や原局との調整を踏まえ、後日、別紙のとおり窓口で修正メモの提出を行った。その修正メモの内容を受けて、今後支部協議を中心に進めていくこととした。

2 マイナンバーカード交付窓口（市役所窓口）の勤務体制の見直しについて

協議の要旨

前回の交渉に引き続き、マイナンバーカード交付窓口（市役所窓口）の勤務体制の見直しについての協議を行った。

組合の主張	当局の回答
<p>提案メモにおいて、見直しの実施時期が令和 8 年下半期となっていたが、具体的な時期は決定されていないのか。</p>	<p>現時点においては未定である。</p>

<p>当該職場は、超過勤務が常態化している等、業務量に見合った執行体制の整備がされておらず、また、超過勤務も一部の職員に偏っている。当局としても、原局に対するマネジメント意識の向上を図る等の働きかけを行うべきであると考え、何か改善策は講じているのか。</p>	<p>所属長を中心に企画管理課も入り業務効率化の提案等の改善に努めているが、なかなか思うような結果に繋がっていない現状である。</p> <p>また、同じ課でも執務室が分かれていることで職員間の連携が上手く取れていない点等も踏まえ、交付窓口も含めた移転を行う予定としている。</p>
<p>移転先を現在検討しているところかと思うが、マイナンバーカードに関する手続だけでなく、各種手続が一括して行うことができるワンストップ窓口のような市民目線に立ったものとなるよう、検討されたい。</p>	<p>そうした意見も踏まえて検討していく考えであるが、現在のマイナンバーカードの交付窓口において、交付窓口数の不足や待合スペースが十分に確保されていないこと、マイナンバーカード普及担当課内の執務室が分かれている等を踏まえての移転先の検討であることをご理解いただきたい。</p>
<p>今回の提案内容は、マイナンバーカード普及担当内の交付窓口の担当職員に限られるということか。</p>	<p>その認識である。</p>
<p>塚口窓口の職員も勤務条件の変更の対象となるのか。</p>	<p>塚口窓口の職員を対象としたものではない。</p>
<p>変更後の勤務条件がローテーション勤務となる等、職員の生活環境に少なからず影響を与えるものになるため、所属職員への意向調査や勤務条件の説明等は丁寧に対応してもらいたい。</p>	<p>意見があったことについて、原局に伝えておく。</p>
<p>勤務場所の変更や変則勤務となることを踏まえて、36協定の対象職場とする考えはないのか。</p>	<p>労働基準法における36協定の締結が必要な業種には該当していないため、勤務場所の変更があったとしても締結する必要はないものと考ええる。</p>

課題解決への方向性

引き続き協議していくこととした。

3 その他

組合の主張	当局の回答
<p>児童相談所の開設について</p> <p>前年の9月の提案内容を受けて、支部協議において児童相談所の開設に向けての人員確保に関することを中心に協議してきた背景がある。その支部協議の中で、国の配置基準を上回る定数となることを確認しているが、採用の目途は立っているのか。</p>	<p>内定辞退等があることも考えると確実なこととは言えないが、定数を満たす職員は確保できるものと認識している。</p>
<p>児童相談所の定数を満たすことが第一優先で他の職場が足りないようなことはないか。</p>	<p>育児休業の取得者が年々増加していることもあり、欠員が発生しないとまでは断言できないが、職員の採用によって今年度より欠員は解消される見込みである。</p>
<p>児童相談所内の一時保護所に関しては、36協定の対象職場と認識しているが、一時保護所も含めた児童相談所全体で36協定を締結する考えはないのか。</p>	<p>現時点では把握できていないが、意見があったことは原局に伝えておく。</p>
<p>選挙事務従事について</p> <p>前回の選挙時に、急病等で事務従事できない職員の代替職員の確保をその投票所の管理者が担ったと聞いているが、そのような緊急時に備えた体制確保を前もって行うべきでないのか。</p>	<p>そのような緊急時には、当局も含めて代替職員の確保に努めていく考えである。</p>

以上
(給与課)

学校給食調理業務の委託拡大について（メモ）

R8.1.21

令和7年12月23日付け「学校給食調理業務の委託拡大について（メモ）」について、次のとおり修正する。

1 目的

学校給食調理業務については、調理師の退職動向等を踏まえながら委託化を進めてきたところであるが、地方公務員の定年延長や会計年度任用職員の任用上限年齢が撤廃されたこと等により退職動向を予測することが極めて困難な状況にあり、安全で安定的に学校給食を実施するための体制を維持することが喫緊の課題となっている。他方、保育所調理業務についても人員体制の整備が課題となっている状況であることも踏まえ、学校及び保育所における安定的な給食調理業務実施体制の構築を図るために委託拡大を行うもの。

2 実施内容

浦風小学校及び難波小学校における給食調理業務について業務委託を行う

3 実施時期

令和9年4月1日

4 人員

常勤職員▲4人、会計年度任用職員▲5人

以上
(給与課)

参 考
(修正前)

学校給食調理業務の委託拡大について(メモ)

R7.12.23

1 目的

給食調理業務について委託拡大を図るもの

2 実施内容

- (1) 浦風小学校及び大島小学校における給食調理業務について業務委託を行う
- (2) 難波小学校、長洲小学校及び清和小学校における給食調理業務について業務委託を行う

3 実施時期

- (1) 令和9年4月1日
- (2) 令和10年4月1日

4 人員

- (1) 常勤職員▲4人、会計年度任用職員▲5人
- (2) 常勤職員▲6人、会計年度任用職員▲14人

以 上
(給与課)

マイナンバーカード交付窓口（市役所窓口）の勤務体制の見直しについて（メモ）

R7.12.23

1 内容

(1) 勤務を要しない日の見直し

現在設けている土曜日のマイナンバーカード交付窓口（市役所窓口）について、今後も継続的に土曜日の交付窓口を設置する必要があるため、マイナンバーカード普及担当（窓口担当）の職員について、交付窓口の移転（※）に合わせ、勤務を要しない日（週2日）を「日曜日及びそれ以外の別に定める日」に見直す。

※ マイナンバーカード普及担当（塚口窓口を除く）について、本庁外に移転し、業務効率化により来庁者の待ち時間の短縮など負担軽減を図る。

2 実施時期

令和8年度下半期（予定）

以 上
(給与課)